

真庭市立余野小学校 いじめ問題対策基本方針

令和2年4月改定

いじめに関する現状と課題

- ・現状：本校の児童は思いやりがあり、仲良く過ごすことができている。しかし、人間関係の固定化等により、いじめが起こる可能性は十分考えられる。
- ・課題：極小規模校のため人との関わりが少なく、将来に向けて教師が意図的にいじめの知識や対処の仕方を身につけさせるように指導していくことが必要である。

いじめ問題への基本方針といじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめが起きにくい、許さない雰囲気づくりに努める。
- ・児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・いじめの早期発見のために日頃からきめ細かい観察を行い、家庭と学校が協力して進めていく。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関との連携
<p>【連携の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA評議員会で情報交換を行う。 ・学校評価委員や見守り隊の構成員と定期的に情報交換する。 ・学校のHP等で児童の教育活動を詳しく伝え、保護者の理解を得る。 ・校報等でいじめ防止に対する学校の基本的な取組を伝える。 ・学級通信等で主体的な取組活動の様子を伝えていく。また、学級懇談で情報交換を行う。 	<p style="text-align: center;">いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の役割 いじめ防止の主体的な推進 ・委員会の内容の教職員への伝達 職員会議、研修等 ・構成メンバー 校内…校務分掌に特別委員会を位置づける。(校長・教頭・生徒指導・養護で構成) 校外…SSW・PTA役員・学校評議委員等 <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<p>【連携機関名】</p> <p>PTA役員会 学校区自治会 主任児童委員 所轄警察署 教育委員会 SC・SSW</p> <p>【連携の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の情報交換 ・学校の主体的な取組への理解

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめ防止	<ul style="list-style-type: none"> ・児童集会、縦割り班遊び…標語づくりや仲間づくりゲーム等を行う集会等を実施したり、縦割り班遊びを通して異学年間の関わりを豊かにしたりして、周囲の人に伝えようとする心情を育てる。 ・道徳教育の充実…道徳の時間はもちろん、全教科全領域においていじめを題材にした作品等を取り上げ、日頃の教育活動を通じていじめ防止の心情を育成していく。 ・情報モラル指導の充実…児童のインターネット利用実態等を把握するとともに、SNS等の利便性や危険性、トラブル対処法等についての啓発を児童や保護者に行う。
② 早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という認識に立ち、全職員できめ細やかな児童の観察や情報交換を行い、的確な協議、分担、対応を図るようにする。 ・情報収集を綿密に行い、事実を確認した上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめられている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。 ・いじめられている児童の心情を一番に考え、必要に応じて養護教諭やSC、SSWと連携を取りながら指導を進めていく。 ・Q Uやアンケート等を定期的実施し、小さな変化に気づき、いじめを訴えやすい環境を整備していく。
③ いじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・校内に設置してあるいじめ防止対策委員会と連携し、必要に応じて校外のSCやSSW等に参加要請をしたり構成員を増やしたりして適切な対応がとれるような組織づくりをしていく。 ・いじめに係わる事実が確認されたときには、事実の確認を速やかに行う。もし、いじめの事実が確認された場合は、関係者と協議しながら継続的に指導と助言を行う。 ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように保護者と連携を図りながら具体的な対応を考え、いじめの解消に努める。 ・いじめ再発防止の手だてを講じ、当事者・保護者・警察署と連携を図りながら対応していく。